

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改める。

第三条第六号中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改める。

第二十一条第一項中「鳥取県養老院」を「鳥取県母来寮」に改める。

第二十四条(見出しを含む。)中「鳥取県養老院」を「鳥取県母来寮」に改める。

第六章中「第二節 社会保険出張所」を「第二節 社会保険事務所」に改める。

第一百十条の二中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改める。

◆規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
◆告示 昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の
一部改正

規則

自 次

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次、第三条第六号、第六章第二節の改正規定は、昭和三十七年十月一日から適用する。

00953

昭和38年2月1日 金曜日 烏取県公報(号外) 第6号 2

鳥取県告示第三十号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年
月 日から施行する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

「鳥取県養老院 東伯郡羽合町大字上浅津四ノ一
○○」を

「鳥取県母来寮 東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪」

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
(定価 一部月額 二五〇円(配送料共))一所